

静岡市発注工事におけるICT活用工事の試行要領

1 主旨

この要領は、静岡市建設局が発注する建設工事において、「ICTの活用」（以下、「ICT活用工事」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。

2 ICT活用工事

ICT活用工事とは、次に示す施工プロセスにおいてICTを活用する工事とする。

【土工・舗装工・地盤改良工・法面工・付帯構造物設置工の施工プロセスの各段階】

(1) 起工測量

設計照査のために3次元データを作成する。

(2) 3次元設計データ作成

(1)のデータで作成した測量データと設計図書を用いて、ICT建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための設計データを作成する。

(3) ICT建設機械による施工

(2)のデータを用いてICT建設機械により施工を行う。

(4) 出来形管理等の施工管理

3次元計測データや施工履歴データ等による出来形管理及び品質管理を行う。

(5) 3次元データの納品

3次元データを、工事完成図書として電子納品する。

3 対象とする工事

ICT活用工事は、次に示す工種を含む工事を対象とする。

(1) 土工（当該工種のICT活用工事を「ICT土工」という。）

原則として、土工数量1,000m³以上の以下の工種を含む全ての発注工事。

- ・河川土工、道路土工
- ・作業土工（床掘）

※土工量1,000m³以上の工事とは、土の移動量の計が1,000m³以上のものである。

例えば、掘削土量500m³、埋戻し土量500m³の工事は1,000m³と数える。

※作業土工が主となる工事は、対象としない。

(2) 舗装工（当該工種のICT活用工事を「ICT舗装工」という。）

原則として、舗装面積2,000m²以上の以下の工種を含む全ての発注工事。

- ・舗装工（新設に限る）
- ・切削オーバーレイ工

(3) 地盤改良工（当該工種のICT活用工事を「ICT地盤改良工」という。）

原則として、以下の工種を含む全ての発注工事。

- ・路床安定処理工
- ・固結工（中層混合処理）
- ・固結工（スラリー攪拌工）

(4)法面工（当該工種のICT活用工事を「ICT法面工」という。）

原則として、ICT土工の対象工事において実施する。

- ・植生工
- ・吹付工（コンクリート、モルタル）
- ・吹付法枠工

(5)付帯構造物設置工（当該工種のICT活用工事を「ICT付帯構造物設置工」という。）

原則として、ICT土工の対象工事において実施する。

- ・コンクリートブロック工
- ・擁壁工（重力式擁壁、L型擁壁等）
- ・側溝工（プレキャストU型側溝、L型側溝、自由勾配側溝等）
- ・縁石工 など

4 発注

発注担当課は、試行対象工事の発注に当たり、公告文にICT活用工事（発注者指定型又は受注者希望型）の対象とすることを明示するとともに、施工条件明示書に明示及び特記仕様書を添付し発注手続きを行うこととする。

5 ICT活用工事の実施手続

ICT活用工事の発注方式は、工事内容を勘案したうえで、次の各号のとおりとし、技術政策課と協議し決定する。

(1)発注者指定型

現場条件等を勘案し発注者が指定するものとする。

発注の積算は、ICT活用工事の積算基準を用いるものとする。

(2)受注者希望型

発注者指定型の対象を除く工事を対象とする。

発注の積算は、従来の積算基準を用いるものとする。

受注者は、ICT活用工事の実施を希望する場合、施工内容、施工範囲、施工数量等について発注者と協議し、協議が整った場合に実施することができる。

発注者は、協議内容をもとに速やかに契約変更を行うものとする。

なお、ICT活用工事の規模に満たないもの若しくは発注者と協議が整わなかったものについては、ICT活用工事の対象としない。

ICT活用工事として発注していない工事において、受注者から希望があった場合は、「3対象とする工事」に該当する場合に限り、ICT活用工事として事後設定できるものとし、ICT活用工事設定した後は、受注者希望型と同様の取り扱いとする。

6 費用計上

発注者は、ICT活用工事（土工）積算要領、ICT活用工事（舗装工）積算要領、ICT活用工事（舗装工（修繕工（切削オーバーレイ工））積算要領、ICT活用工事（作業土工（床掘））積算要領、ICT活用工事（地盤改良工（安定処理））積算要領、ICT活用工事（地盤改良工（中層混合処

理)) 積算要領、ICT活用工事(地盤改良工(スラリー攪拌工)) 積算要領により積算する。

7 監督・検査

ICT活用工事を実施する場合の監督・検査は、特記仕様書に示す基準により行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。